

法制審議会刑事法（再審関係）部会 第4回会議配布資料	4
-------------------------------	---

諸外国の刑事再審に関する法制度 (追補版)

諸外国の刑事再審に関する法制度（追捕版）

		日本 	アメリカ(連邦) 	イギリス(イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 
通常審	訴訟構造	当事者主義的構造	当事者主義的構造	当事者主義的構造	職権主義的構造	職権主義的構造	当事者主義的構造
	裁判所に提出されていない証拠の開示に関する規定	規定あり	規定あり	規定あり	規定なし	規定なし	規定あり
	開示対象	○ 検察官請求証拠 ○ 類型証拠 ○ 主張関連証拠 ※ 類型証拠及び主張関連証拠は、公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件の場合	《連邦刑事訴訟規則の明文規定によるもの》 ○ 検察官請求予定の書証又は物証 ○ それ以外の一定の類型の証拠（取調べにおける被告人の口頭供述の内容（検察官が当該内容を裁判において使用する場合に限る。）、録取又は録音された被告人の供述、被告人の前科記録、被告人の防御の準備に重要な書証及び物証、専門家証言の要旨（検察官が当該内容を裁判において使用する場合に限る。）等） ○ 主尋問で証言した証人の従前の供述であって、証言の主たる内容に関連するもの 《判例法によるもの》 ○ 被告人に有利であり、かつ、被告人の罪責又は量刑にとって重要な証拠	○ 一定の類型の証拠（犯罪の状況の概要、前科記録等） ○ 検察官の立証を崩し又は被告人の主張を支える合理的可能性がある証拠 ○ 量刑審理手続における公平性を確保することができると合理的に考えられる証拠 ※ 有罪評決後の量刑審理手続における開示義務 ○ 有罪判決の安全性に疑いを生じさせることができると合理的に考えられる証拠 ※ 有罪判決後の控訴手続等における開示義務			○ 検察官請求証拠 ○ 一定の類型の証拠（検察官請求証拠の証明力と関連する書類又は物件、検察官が証人として請求する者が公判期日前に行った供述を記載した書類又は物件等） ○ 被告人又は弁護人が行った法律上・事実上の主張と関連する書類又は物件
	除外事由等	《類型証拠》 当該証拠について、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために開示をすることの必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認められるときに開示し、それ以外の場合には開示義務がない。 《主張関連証拠》 当該証拠について、被告人・弁護人の主張との関連性の程度その他被告人の防御の準備のために開示をすることの必要性の程度並びに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認められるときに開示し、それ以外の場合には開示義務がない。	○ 裁判所が、正当な理由があるとして保護命令等をした場合には、閲覧が拒絶されるなど、開示が制限される。 ○ 裁判所が、十分な証拠があるものとして許可をした場合には、機密情報の項目が削除されるなど、開示が制限される。 ※ いずれも、連邦刑事訴訟規則の明文規定による証拠の開示の場合	○ 裁判所が、開示することが公共の利益に反すると認め、その旨命令した場合には、開示が禁止される。 ○ 通信の傍受等の起源が推測されるもの等として2016年調査権限法が開示を禁止している場合には、開示が禁止される。 ※ いずれも、検察官の立証を崩し又は被告人の主張を支える合理的可能性がある証拠の開示の場合			国家の安全保障、証人保護の必要性、証拠隠滅のおそれ、関連する事件の捜査に支障が生じる具体的なおそれがある場合など、証拠の開示を認めない相当な理由があると認められるときは、開示義務がない。
	無罪判決（評決）に対する、事実認定の誤りを理由とする上訴の可否	可	不可	不可	可	不可 ※ 重大事件（4年を超える自由刑が見込まれる事件）の場合	可
再審手続又はこれに相当する手続	手続	再審手続	「再公判の申立て」に係る手続 ※ 再公判とは、新たな証拠の発見等を理由として、前の公判による有罪判決を破棄し、再び公判を行うことをいう。再公判は、前の公判（通常審）の手続の一部であり、その申立ては、前の公判が行われた裁判所に対して行う。	再審手続 ※ 不利益再審も認められる。 ※ 利益再審については、行政委員会である刑事事件再審委員会[CCRC]による職権調査を経た上で裁判所による司法審査が行われ、不利益再審については、裁判所による司法審査のみが行われる。	再審手続	再審手続 ※ 不利益再審も認められる。	再審手続
	請求の期間制限	規定なし	規定あり ○ 新たな証拠の発見を理由とする場合： 有罪評決又は認定の後3年以内 ○ それ以外の理由による場合： 有罪評決又は認定の後14日以内	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	判断主体	原判決をした裁判所	原評決・認定をした裁判所 ※ 原則として、原評決・認定に係る公判を担当した裁判官が審理・判断しなければならない旨の規定がある。	《利益再審》 ○ CCRC 及び ○ 裁判所（控訴院） ※ 正式起訴犯罪（謀殺、故殺、強盗等）等の場合 《不利益再審》 裁判所（控訴院）	裁判所（再審・再審査院） ※ 破毀院（司法裁判所の最上級審）に所属する裁判官18名により構成され、そのうち5名の裁判官で構成される予審委員会の審査を経た後、それ以外の13名の裁判官で構成される裁判体が判断する。	原判決をした裁判所とは別の、同等の事物管轄を有する裁判所	原判決をした裁判所
	通常審に係る手続に関与した裁判官の除斥等に関する規定	規定なし		規定なし	規定あり （通常審において、有罪性に関する本案の決定に関与した裁判官等は、再審・再審査院における手続に関与することができない。）	規定あり （再審を申し立てられた裁判に関与した裁判官は、再審の裁判に関与することができない。）	規定なし
	通常審において裁判所に提出されなかった証拠の提出や閲覧に関する規定 ※ 再審手続又はこれに相当する手続に固有のもの	規定なし	規定なし	規定あり （CCRCは、審査を行うに当たって有益な文書等を公的機関（警察を含む。）に勤める者が所持又は管理していると信じる場合、CCRCへの提出を求めるなどすることができる。）	規定なし	規定なし	規定なし
	再審の開始を認める裁判等（その効果）	再審開始決定 （原判決をした裁判所において再審公判が行われる。）	再公判許可決定 （原評決・認定をした裁判所において再公判が行われる。）	《利益再審》 ○ 控訴院付託決定（CCRC）及び ○ 再審開始決定（控訴院） （CCRCによる控訴院付託決定が行われると、通常審においてなされる控訴院への上訴があったものとして取り扱われる。その上で、控訴院において再審開始決定がなされると、刑事法院において再審公判が行われる。） ※ 正式起訴犯罪（謀殺、故殺、強盗等）等の場合 ※ 控訴院は、再審開始決定をせすに、 ○ 原判決を破棄し、無罪の自判をする決定 をすることもできる。 《不利益再審》 再審開始決定（控訴院） （刑事法院において再審公判が行われる。）	有罪判決を取り消して移送する裁判 （原判決をした裁判所とは別の、同種・同一審級の裁判所において再審公判が行われる。） ※ 再審・再審査院は、有罪の言渡しを受けた者が死亡している場合など、新たな弁論手続を行うことができない場合には、移送する裁判をせずに、 ○ 有罪判決を取り消す裁判のみをする。	再審開始決定 （原判決をした裁判所とは別の、同等の事物管轄を有する裁判所において再審公判が行われる。） ※ 裁判所は、有罪の言渡しを受けた者が死亡している場合には、再審開始決定をせずに、必要な証拠を取り調べた後、 ○ 原判決を破棄する決定及び無罪の言渡しをすることができる。 そのほか、裁判所は、無罪とするのに十分な証拠がある場合であって検察官が同意したときは、再審開始決定をせずに、 ○ 原判決を破棄する決定及び無罪の言渡しをすることができる。	再審開始決定 （原判決をした裁判所において再審公判が行われる。）
	再審の開始を認める裁判等に対する検察官の不服申立てを禁止する規定	禁止規定なし （再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められる。）	禁止規定なし （判例上、再公判許可決定に対する検察官の不服申立てが認められる。）	《利益再審》 ○ CCRCの控訴院付託決定について、禁止規定なし（検察官の不服申立ては認められない。） ※ 再審請求棄却決定に対する再審請求人の不服申立ても認められない。 ○ 控訴院の再審開始決定等について、禁止規定なし（一般公共上重要な法律上の論点に関連するなどとして控訴院等が許可する場合には、再審開始決定等に対する検察官の不服申立てが認められる。） 《不利益再審》 禁止規定なし （一般公共上重要な法律上の論点に関連するなどとして控訴院等が許可する場合には、再審請求棄却決定に対する検察官の不服申立てが認められる。）	禁止規定あり （有罪判決を取り消して移送する裁判に対する検察官の不服申立ては認められない。） ※ 再審請求棄却決定に対する再審請求人の不服申立ても認められない。	禁止規定あり （再審開始決定に対する検察官の不服申立ては認められない。）	禁止規定なし （再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められる。）